

第4回 公認心理師試験 「修了(卒業)証明書・科目履修証明書」申請について

公認心理師試験「修了証明書・科目履修証明書」・「卒業証明書・科目履修証明書」の申請を希望される方は、以下の手順に従って申請をしてください。申請にあたっては、必ず自身が以下記載の<証明書申請要件>を有しているかどうか確認してください。個々の申請資格有無のお問い合わせには応じられません。

<証明書申請要件>

(1) 修了証明書・科目履修証明書(大学院用)

以下の①②両方の要件を満たした場合のみ、証明書の発行申請が可能です。

- ① 早稲田大学大学院人間科学研究科に1997年度以降に入学していること
- ② 早稲田大学大学院人間科学研究科の修士課程を修了していること

ただし、証明書発行の対象は、本研究科による審査の結果、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる対象者(※)に限定します。

※2017年9月15日より前に入学し、公認心理師の資格取得に関する経過措置(公認心理師法附則第2条)の適用に関して履修科目の読替により、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる者、または、2018年度以降に入学し、公認心理師法施行規則第2条で定める科目を履修済みの者

(2) 卒業証明書・科目履修証明書(学部用)

以下の要件を満たした場合に、証明書の発行申請が可能です。

- ・早稲田大学人間科学部を卒業していること

ただし、証明書発行の対象は、本学部による審査の結果、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる対象者(※)に限定します。

※公認心理師の資格取得に関する経過措置(公認心理師法附則第2条)の適用に関して履修科目の読替により、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる者、または、2018年度以降に入学し、公認心理師法施行規則第1条の2で定める科目を履修済みの者

<申請期間> 5月10日(月)～6月11日(金) ※厳守

<申請手順>

- ① 以下の申請フォームURLより必要事項を入力してください。

<https://my.waseda.jp/application/noauth/application-detail-noauth?param=Z0-qFoNxu.jKcfx.JRK.jPD8w>

- ② 証明書発行可否について、メール等でご連絡いたします。申請者のうち、証明書発行が可能な対象者には、手数料納入方法・証明書受取り方法等についてご案内いたします。

※個々の履修状況による読替可否の確認に時間を要するため、申請フォーム入力後のメールのご連絡までに約10日(事務所開室日基準)ほどかかる可能性があります。十分に余裕を持って申請してください。

※科目の読替の可否は、当該科目の受講年度や担当教員によって異なります。

※証明書発行対象外の申請者におきまして、個々の科目の読替結果に関する問い合わせには応じられません。

※申請フォーム以外の電話、メール等による申請は受け付けません。

※公認心理師試験の概要・受験申込方法等についての質問には応じられません。日本心理研修センターより発行の「受験の手引き」等、各自ご確認ください。(日本心理研修センター:<http://shinri-kenshu.jp/>)

※「修了証明書・科目履修証明書」に記載の内容は全て在学時の情報に基づきます。修了後の氏名の変更等については、各自ご対応ください。(参考:<http://shinri-kenshu.jp/faq.html>)

以上

2021年3月30日公開/5月10日更新

公認心理師 問い合わせ専用アドレス:psychology19@list.waseda.jp